

藤原衛の境涯

山 崎 雅 稔

はじめに

平安時代初頭の官人である藤原衛については、『日本文徳天皇実録』巻9・天安元年（857）11月戊戌条に比較的長文の卒伝記事が収載されており、その境涯を追うことができる。

筆者は以前、藤原衛が大宰大貳時代に上奏した起請に対する分析を行った¹。その際、卒伝中に大宰大貳の任を解かれんとして仁明天皇に上奏した辞讓表が引用されていることを知りながら、論旨との関係もあり、これに言及できなかった。衛は、延暦18年（799）に藤原北家内麻呂の第十子として生まれ、18歳で文章生試に及科し、その後官歴を重ねて、天安元年に59歳でこの世を去るが、出自・婚姻関係において内麻呂の一族の中でも際立った特徴を持ち、また文人・能吏として評される人物であった。しかし、承和9年（842）の大貳任命を機に出世の道を閉ざされるのであって、この任命が彼の官歴に少なからず影響を与えたことが知られる。そこで本論では、卒伝を中心とする諸史料を通じて衛の生涯を追ってこの点を明らかにするとともに、官人としての衛の性格に迫りたい。

1 山崎雅稔「承和の変と大宰大貳藤原衛4条起請」（『歴史学研究』751号、2001年7月）。

1、出自・婚姻関係

藤原衛に関してまとまった論考はないが、古代家族史研究の視座から藤原内麻呂の一族について分析を行った栗原弘は、衛が他の兄弟に比べて出自・婚姻関係の2点で大きな特質を有することを指摘している²。そこで栗原氏の所論に拠りつつ、これらの問題点を整理することにした。

まずその出自であるが、『尊卑分脈』撰家相統孫によれば、衛は藤原永手の娘の所生であったことが確認できる。藤原永手は天平宝字9年(765)以後公卿筆頭の地位にあって政権を担った人物であり、称徳天皇の崩御に際しては藤原百川らとともに白壁王(光仁天皇)の擁立に動き、その功によって正一位に叙されたが、翌宝亀2年(771)2月に58歳で死去し、太政大臣を贈官されている。永手は藤原房前の二男として生まれ、母は牟漏女王、同母弟に真楯(八束)がいる。真楯は内麻呂の父であるから、藤原北家内部の近親婚の結果として、衛が誕生したことが知られる。

内麻呂の子どもには、長子の真夏、二男の冬嗣をはじめ、秋継・桜麻呂・福当麻呂・長岡・率・愛発・大津・衛・助・収といった男子、嵯峨天皇夫人となった緒夏・恵須子・紀有常の妻となった女子がおり、このうち真夏・冬嗣は百済宿禰永継の所生、桜麻呂・福当麻呂・長岡・須恵子らは坂上忌寸登子の所生、愛発については依当忌寸大神の娘の所生であることが知られる³。百済永継は飛鳥部奈止麻呂の娘、飛鳥部氏は河内国安宿等の地を本拠とした百済系の渡来氏族であり、内麻呂の初妻として真夏・冬嗣兄弟

2 栗原弘「藤原内磨家族について」(『日本歴史』551号、1990年12月)。以下、断らない限り栗原氏の所論は本論文に拠っている。

3 衛と助は同じ延暦18年(799)生まれであり、内麻呂には少なくとも5人の妻がいたらしい。また、『坂上系図』によれば坂上登子所生の男子「平□□」がおり、これを含めて内麻呂の子どもは16人が知られる。栗原弘前掲論文による。

を生んだ後、桓武天皇の女孀となり良岑安世を生んでいる⁴。冬嗣は宝亀6年(775)、異父兄弟の安世は延暦4年(785)の生まれであり10歳の年齢差があるが、桓武天皇の即位後に官歴を歩み始めた内麻呂は、安世が誕生する延暦4年頃から位階の上昇が顕著となり、同13年に公卿に列して桓武朝後半の政治を支えるようになる。そのため、内麻呂の政治的地位上昇の背景に永継を担保とした桓武天皇との関係構築があった可能性が指摘される⁵。坂上登子は菟田麻呂の娘であり、兄弟に田村麻呂がいる。武芸に長けた菟田麻呂は桓武天皇の寵遇を受け、晩年の延暦4年(785)に公卿(非参議)に列した人物であり、同年6月に忌寸から宿禰への改姓を許されている⁶。依当忌寸大神は山城国愛宕郡の人であること以外不明である⁷。百済永継の存在は大きいが、藤原永手の娘の出自は他の3人に比べて突出としていると言ってよい。

こうした衛の出自とも関連すると思われるのが、次に掲げる卒伝記事中の逸話である。

-
- 4 『尊卑分脈』の真夏の項に「母従七上百済永継女」「或本云母正五位下飛鳥部奈止磨女」とあり混乱があるが、『公卿補任』弘仁2年(811)藤原冬嗣の項に「一本女孀従七位下百済宿禰永継所生。一云正五位下飛鳥部奈止麻呂女。」、同弘仁7年(816)良岑安世の項に「母女従七位下百済宿禰永継所生焉。与中納言藤冬嗣朝臣同母弟也。」とあるのが正しい。永継については、栗原弘「百済永継(藤原冬嗣母)について—家族的側面を中心に—」(『文化史学』45号、1989年11月)参照。
- 5 井上辰雄「帷幄の良吏—藤原冬嗣」(『城西国際大学紀要』第15巻第2号、2007年3月)。
- 6 坂上菟田麻呂の経歴については、『公卿補任』延暦4年(785)条。
- 7 『尊卑分脈』及び『公卿補任』天長3年条には「依常忌寸大神」とある。栗原氏は『山背国愛宕郡計帳』にみえる「戸主依當忌寸大神」と同一人物ではないかとし、「依常」を「依當」の誤写と見る。この所見に従う。

二歳喪母。比及五歳、問母氏即世之早晚、哀慕感人。大臣甚奇之、立為嫡嗣。

すなわち、2歳で母を亡くした衛は、5歳の時に母を哀慕して周囲の人々を感動させた。これを不思議に思った内麻呂は衛を「嫡嗣」に立てたという。延暦22年（803）、内麻呂が従三位中納言・近衛大将兼造宮大夫であった頃の話である。母の死没は延暦19年（800）である。生年は不明ながらも、かりに永手が晩年に儲けた子どもであったとしても死亡時点で30歳前後に達している。事実に基づく逸話であった可能性もある。記事について栗原氏は、北家内麻呂流が結果的に冬嗣によって継承されること、衛の極位極官が正四位下・右京大夫にとどまり、参議にもなっていないことを理由に挙げて否定的な見解を提出している。確かに衛の立嫡が事実であったか否かはこの記事からは推し量り難い。しかし、衛が弘仁13年（820）11月、24歳の時に初めて叙位に預かり、従五位下に叙されていることからすれば、内麻呂の嫡子という立場で蔭位に預かったとも考えられる。選叙令五位以上子条は一位⁸の嫡子は従五位下を授けるとしており、また選叙令授位条は蔭による授位を21歳以上とし、その他を25歳以上としているからである。内麻呂の子どものうち、真夏は30歳、冬嗣は32歳、愛発は29歳で従五位下に達しているのに比べても衛は特に早い⁹。家や家産相続のための立嫡ではなく、有位者の蔭による官位継承のための立嫡であったと考えられるとすれば、逸話は積極的に評価してよい。

次に婚姻関係。『尊卑分脈』によれば、衛は有全・後実（もしくは俊実）という2人の子どもを儲けており、このうち後実は恒世親王の娘の所生であったことが知られる。恒世親王は大同元年（806）に大伴親王（のちの淳和天皇）と高志内親王との間に生まれた第一皇子であり、弘仁14年（823）

8 藤原内麻呂は弘仁3年（812）10月に没し、太政大臣従一位を贈られている（『公卿補任』弘仁3年条）。

9 栗原弘前掲論文参照。

の淳和天皇即位に際して嵯峨天皇の意見により皇太子に推挙された人物である。淳和・恒世父子はこの推挙を固辞し、正良親王（橘嘉智子所生、後の仁明天皇）が立太子するが、天長10年（833）3月の正良親王の即位にあたっては第二皇子である恒貞親王（正子内親王所生）が立太子し、嵯峨・淳和両統による皇位継承が企図される。恒貞親王が皇太子に立てられたのは、天長3年（826）に恒世親王が死去したことによるものであり、存命であれば恒世が立太子したものと考えられる。要するに、衛の婚姻相手は有力な皇位継承者候補の娘であり、淳和天皇の二世孫であった。

皇親と臣下の結婚は、本来継嗣令王娶親王条¹⁰の規定により基本的に禁止されていたが、延暦12年（793）の詔によって大臣・良家の子孫と三世王以下の婚姻が認められ、この時、藤原氏に限っては、「累代相承、摂政不絶。」との理由により特に二世王以下との婚姻が許されることになった¹¹。弘仁末年頃に藤原良房と源潔姫（臣籍降下した嵯峨天皇の娘）の結婚例があるが、衛と恒世親王の娘の結婚は延暦12年詔が適用された最も早い例である¹²。

問題になるのは衛との婚姻関係の成立時期である。恒世親王は22歳の

-
- 10 継嗣令王娶親王条に「凡王娶親王、臣娶五世王者聽。唯五世王、不得娶親王。」とあり、皇親の範疇に属した四世王（皇兄弟条）以上との婚姻は禁じられていた。その後慶雲3年（706）格により五世王も皇親として扱われた（『続日本紀』慶雲3年2月庚寅条）。
- 11 『日本紀略』延暦12年9月丙戌条に「詔曰、云々。見任大臣良家子孫、許娶三世已下者。但藤原氏者、累代相承、摂政不絶。以此論之、不可同等。殊可聽娶二世已下者。云々。」とある。
- 12 栗原弘「皇親女子と臣下の婚姻史－藤原良房と潔姫の婚姻の意義の理解のために－」（『名古屋文理大学紀要』第2号、2002年）。政治史的な観点からしても、栗原氏が指摘する通り良房の婚姻が持つ意味は衛の婚姻より大きい。

若さで死去しており、その子女は親王の生前に結婚可能な年齢に達していないからである¹³。この点を考える上で参考にしたいのは正道王の例である。正道王は恒世親王の遺児であり、弘仁12年(821)に誕生し、承和4年(837)に元服し、同8年(840)に享年20歳で没している。その元服記事には「无位正道王於殿上冠焉。即叙従四位下。正道王者、故中務卿三品恒世親王之子、而後太上天皇之孫也。後太上天皇殊鍾愛、令天皇為子、毎陪殿上。」¹⁴とあり、また卒伝にも「縁後太上天皇之付属、今帝亦鍾寵愛、具見於上。」¹⁵とあって、恒世親王没後、淳和上皇・仁明天皇の殊寵を受け、淳和を仲立ちとして仁明と擬制的な父子関係を結んだことが伝えられる。淳和は正道王の将来を案じ、仁明に事後を託そうとしたのであろう。恒世親王の娘を正道王とほぼ同年齢と考えて差し支えないとすれば、承和期前半には成人を迎えたはずであり、この時期に衛との婚姻が成立した可能性がみえてくる。淳和崩御以前であれば、正道王と同じく上皇の仲立ちがあったものと推察される。

そこで、淳和天皇と衛の関係であるが、天長7年(830)頃の式部少輔時代にかかる卒伝の記事に、「見有不法、必評論之、不避貴戚。帝甚器之。」という官人評があり、不法に対して貴戚に諂うことなく厳格公正な態度で臨もうとする衛を見て、淳和がその才器を認めたことを伝えている。淳和の在位中よりその信用を獲得していたらしい。また、淳和の崩御に際しては装束司として葬送の礼を担当したことが知られる¹⁶。この時、装束司に任命されたのは藤原吉野・三原春上・源定・源弘であり、吉野・春上らが淳和上皇派の官人と目されることを勘案すれば、衛も淳和と近い関係にあったと考えられる。なお推測の域を出ないが、淳和の信任を背景に恒世

13 栗原弘前掲注2論文。

14 『続日本後紀』巻6・承和4年8月丁巳条。

15 『続日本後紀』巻10・承和8年6月庚戌条。

16 『続日本後紀』巻9・承和7年5月癸未条。

親王の娘との婚姻が成立した可能性を指摘しておきたい。

以上、藤原衛の出自・婚姻関係の特質をみてきたが、これらは前半期の経歴を支えたものと考えられる。栗原氏が指摘したように、確かに衛は正四位下止まりであって公卿にも列していない。しかし、その要因は彼が内麻呂の嫡子であったか否かに帰結するものではない。むしろ官歴の全体や彼を取り巻く政治的状况から検討すべきものと考え。そこで以下では衛の経歴をたどることにしたい。

2、承和期前半までの官歴

藤原衛の経歴について、本論ではあらかじめ承和9年の大宰大貳任命を1つの区切りとして設定した上で取り上げることにする。その前後で大きな変化が認められるからである。本節ではまず官歴を歩み始めた時期から承和9年までの動向を整理したい。

卒伝は立嫡子の逸話に続いて次のように衛の官歴を紹介している。

七歳遊学、十八奉文章生試及科。時人方之漢朝賈誼。頃之拜中判事。後遷為大学助。弘仁十三年冬十一月叙従五位下。十四年春正月為遠江守。政貴寛静、百姓欣然。天長四年延廷善其治化、授従五位上。遷為木工頭。六年春正月遷為右少弁。七年春正月為式部少輔。見有不法、必評論之、不避貴戚。帝甚器之。九年春正月授正五位下。十年春正月授従四位下。承和元年転為大輔、兼為伊予守。七年春正月授従四位上。衛は弘仁7年(816)、18歳で文章生試に合格し、その後、中判事・大学助を歴任して官人としての経歴をスタートさせ、同13年11月には従五位下に叙されている。前述の通り叙位の初見である。文章生試の合格に際して周囲の人々は漢朝の賈誼に比したという。賈誼(紀元前200-168年)は漢初の思想家である。若くして諸子百家の書物に精通してその秀才ぶりを知られ、文帝に拔擢され、暦法・服色・官制など諸制度の刷新を図ったが、

絳侯周勃・灌嬰・東陽侯張相如・馮敬ら高祖功臣集團の反発を買うところとなり、長沙王太傅に任命されて左遷に等しい扱いで任地に赴いた¹⁷。その名前は漢籍の受容を通じて日本でも知られるところであり、天長年間に国博士の才用主義を指示した太政官符所引の大学寮解には、「昔賈誼十八、世稱才子、漢文召以除博士。不疑十三、人号神童。魏武聞之拜議郎。」¹⁸とみえて、魏の武帝曹操に請われた周不疑とともにその故事が挙げられている。弘仁・天長年間の文章経国思想の高揚とともに文人の理想とされた人物の一人であったことが分かる。このことは衛が早くからその秀才ぶりを知られた存在であり、文人としての素養を土台として官歴をスタートさせたことを窺わせる。

次いで、弘仁 14 年には遠江守に任命されて任地に赴いたようである。そして天長 3 年（826）に任期を終えるとその治績を褒賞されて従五位上に叙されている。平安時代初頭、朝廷は地方行政の再建を重要課題の 1 つとし、これを担う国司クラスの官人、すなわち良吏の出現を待望した¹⁹。天長元年（824）右大臣藤原冬嗣の上表に基づいて太政官符「択良吏事」²⁰を發布し、既存の律令法に拘泥されない弾力的な国衙行政を容認し、実績

17 賈誼の所伝は、『漢書』巻 48・賈誼伝（列伝第 18）及び『史記』巻 84・屈原賈生列伝（列伝第 24）にみえる。本論では城山陽宣「賈誼年譜長編序説－資料編年上の問題点を中心に－」（『関西大学中国文学会紀要』27 号、2006 年 3 月）を参照。

18 天長元年 8 月 16 日太政官符「応任国博士不限年紀事」（『類聚三代格』巻 5・加減諸国官員并廢置事）。官符は大学寮の要請に応じて延暦 8 年（789）に定められた国博士を 30 歳以上とした任用条件の改善を図ったものである。

19 良吏についてここでは佐藤宗諱「平安初期の官人と律令政治の特質」（『平安前期政治史序説』東京大学出版会、1977 年 1 月）を参照。

20 『類聚国史』巻 7・牧宰事・天長元年 8 月 20 日太政官符。

の顕著な国司に対しては特別に優遇する方針を明らかにしている。その翌年朝廷は巡察使を派遣し、同4年、巡察使の報告に基づいて良吏に対する叙位を行うが、その中に衛の名前も列挙されている²¹。

従来、衛は良吏の1人として数えられてきたが、「政貴寛静、百姓欣然。」と評された遠江守時代の治績の具体的内容については必ずしも明らかにされていない。しかし、弘仁末期の遠江国の状況を考慮すれば、それは弘仁11年(820)に遠江・駿河両国で発生した新羅人の蜂起事件後の統治と連動するものであったと考えてよい。

この蜂起事件の経緯は、『日本紀略』巻14・同年2月丙戌条に、「配遠江・駿河両国新羅人七百人反叛。殺人民、焼屋舎。二国発兵撃之不能勝。盗伊豆国穀、乗船入海。発相模武蔵等七国軍、勦力追討、咸伏其辜。」と伝えられる。新羅人が人民を殺害し、建物を焼き払うという沙汰に及び、さらに伊豆国の官倉を襲撃して穀物を奪い、船で海上に逃れたのに対し、遠江・駿河両国は兵を發して討伐を試みるも失敗し、相模国・武蔵国など7か国の援軍を要請して鎮圧に成功したという。鎮圧の失敗によって被害が拡大するという、国衛の權威を貶めかねない事態を将来した事件であった。令の規定では、「投化」した外蕃人は良民として扱われ、10年の課役を免除した後、口分田を班給することになっており、畿内・東国はその主な附貫先となっていた²²。弘仁期に入ると新羅人の「帰化」「流来」の者が急増するが、その中には遠江国などに移配された者も数多くいたのであろう。蜂起した新羅人の中には、船の操舵技術を持つ海民的な性格を持つ者もいたようで農民ばかりではなかった。海外からの人口流入は国衙行政における新たな対策を要請するものであったが、両国の施策は配置された新羅人の実態に馴染まず、住民との摩擦を増長したとみられる。

21 『類聚国史』99・叙位・天長4年正月癸未条。

22 奥村佳紀「新羅人の来航について」(『駒沢史学』18号、1971年)。

周辺諸国を巻き込んだ事件の衝撃は、朝廷が天長元年（824）8月に新羅人を陸奥国の空閑地に附貫するという政策を打ち出したことに明らかである²³。この政策は、『日本三代実録』巻17・貞観12年（870）12月19日条に「請准天長元年八月廿日格旨、不論新旧、併遷陸奥之空地。」とみえる格である。また巻18・同年9月15日条に「安置彼国（陸奥国）沃壤之地、令得穩便、給口分田管種、并須其等一依先例、至于種蒔秋獲、並給公糧。」とみえる「先例」も、内容的に同格に該当するものと考えられ、天長元年前後に新羅人の受入体制が再編されたことが判明する。この事実は、同年3月に新羅人165人の「帰化」に際して乗田24町8段を口分田とし、種子・農調度の購入費用を与えたこと²⁴、5月に「帰化」54人を陸奥国に安置したこと²⁵など同様の政策が散見することからも窺え、この時期を境に新羅人の附貫記事が見られなくなるのもこうした政策と連動すると考えられる²⁶。

事件の発生当時、遠江守は弘仁10年（819）に任命された清原長谷であり、その後を引き継いだのが衛である。そこで期待されたのは事件後の治安回復と社会秩序の安定であり、それが卒伝にみえる「寛静」（緩やかな政治と安寧）を重視したという治績の評価につながったのではないだろうか。

さて、帰京後の衛は木工頭・右少弁・式部少輔を歴任するが、天長年間の動向として、『令義解』序文に「従四位下行刑部大輔兼伊予守臣藤原朝

23 この他、事件直後に宇佐八幡宮第三神大帯姫（神功皇后）の霊を祀るべしとの託宣があったこととの関連性も指摘される（飯沼賢司「八幡神と神輿の成立－宇佐宮の女禰宜と「御験」の関係－」『歴史評論』550号、1996年）。

24 『類聚国史』巻159・口分田・天長元年3月丁丑条。

25 『類聚国史』巻159・口分田・天長元年5月己未条。

26 佐伯有清「九世紀の日本と朝鮮」（『日本古代の政治と社会』吉川弘文館、1970年。初出は1964年）参照。

臣衛]²⁷とその名前が記されていることから、右大臣清原夏野・参議南淵弘貞らのもとで漢部長松・川枯勝成・小野篁・善道真貞・興原敏久・藤原雄敏・菅原清公・藤原常嗣らとともに『令義解』の編纂事業に従事したことが知られる。『令義解』は、本来一定の論理に従って解釈すべき法令が自家所伝の解釈や自説に拘泥する明法家のために混乱を生じているという状況を鑑み、これを解消して法定基準を定めることを目的として編纂されたものであり²⁸、天長3年(826)10月に大学寮の明法博士額田今足・貞江継人を中心として律令の私記・問答の整理作業が行われ、同6年頃より讃岐永直らによる令解釈の統一作業を経て、同8年前半に淳和天皇の詔によって国家事業に昇格、その後、清原夏野らを中心に本格的な撰述作業が進められて、同10年12月までに完成して撰上されている²⁹。衛は弘仁年間に刑部省被官の中判事を経験しているが、判事は刑部卿とともに解部が提出する犯罪事項を整理した鞠状の審理を担当し、明法道の知識を必要とする官職である。この頃、大判事には『令義解』編纂に従事した興原敏久

27 『令義解』序文と卒伝、及び後述する『経国集』では弘仁・天長期に藤原衛が帯びた官職名に異同がある。藤原衛が刑部大輔であったことは他に見えない。一方、『公卿補任』承和7年の和気真綱の項に「(天長)八二二兼刑部大輔、同十二六兼伊予権守」、同年の正躬王の項に「(天長)十五十刑部大輔」とあることから、天長8年から10年にかけては和気真綱・正躬王が刑部大輔を歴任したことが分かる。『類聚国史』78・献物・天長8年9月丙辰条に「刑部大輔和気朝臣真綱」として真綱の名が見える。『令義解』序文は卒伝に見える「式部大輔兼伊予守」の誤写とも考えられる。

28 『令義解』序文。佐藤宗諄「平安初期の政治と文化」(新版『古代の日本』第1巻、古代史総論、角川書店、1993年4月)参照。

29 『令義解』の編纂過程に関しては諸説あるが、ここでは森田悌「『令義解』の撰進過程」(『続日本紀研究』318号、1999年2月)に沿って整理した。

があり、彼のもとで見識を培ったのであろう。式部少輔に任命されたのは天長7年正月であり、この頃から省被官の大学寮を中心に行われた実務を統括する形で編纂事業に関与したものと考えられる。当時の衛に対する淳和天皇の評価は前述したが、編纂作業が佳境を迎える同9年正月には正五位下、その翌年正月には2階級の加叙を受けて従四位下に叙されている。衛の官歴を通じて位階の上昇が最も顕著な時期に該当する。

『令義解』の完成後、淳和天皇が讓位して仁明天皇が即位すると、衛は承和元年に式部大輔に昇格し伊予守を兼ねている。式部大輔は大式任命直前まで8年に及び、官歴の中で最も長い。そして、承和7年6月には藏人頭に任命されている。着任を承和5年とする史料・写本もあるが³⁰、淳和上皇が7年5月に崩御しており、直後の任命であったと考えておきたい。成立期の藏人所は参議への昇進ルートでもあり、設置以来、藏人頭の辞官は参議昇進をその理由とする場合がほとんどであった。管見では、嘉祥3年(850)までに藏人頭に就任した36人の辞官理由は、参議昇進が23人、天皇讓位に伴う辞官が7人、死亡・罹患4人、不明1人であり、外官任命が1人である。これが藤原衛である。別稿でも触れたように藏人頭から大宰府転出は異例の人事であった³¹。

前後するが、弘仁・天長期の動向を伝える卒伝以外の史料として、最澄の門弟子であった釈一乗忠撰述の『叡山大師伝』(弘仁14年)・勅撰漢詩集『経国集』(天長4年)の2史料があるのでここで触れておきたい。『経国集』巻11には嵯峨上皇の作詩に応答した作品一首が残されている³²。

30 続群書類従完成会編『藏人補任』に承和5年6月とあるが、京都大学附属図書館蔵平松文庫本に承和7年6月とあり、『一代要記』巻91も承和7年6月とする。

31 山崎雅稔前掲論文。

32 この作品は江戸時代に林鶯峰が編纂した『本朝一人一首』にも収録されている。

五言奉和春日作一首 藤衛

時去時来秋復春

一栄一酔偏感人

容顔忽逐年序変

花鳥恒将歲月新

時従五位上民部少輔

衛が従五位上に叙されたのは天長4年(827)であり、官位・官職は『経国集』編纂時のものと考えられるが、当時、民部少輔であったことは他に見えない。嵯峨上皇は在位中より毎年2月に神泉苑等に文人を集めて花宴の節を開催しており³³、宴中に君臣唱和の形式をとって作られた作品の1つであろう。『経国集』には嵯峨上皇・公主某・小野岑守・菅原清公・滋野貞主の作品に次いで衛の作品が収められている。作風は初唐の詩人劉希夷(651-678)の「代悲白頭翁」をふまえたものである。劉希夷は奈良時代より著名であったが、弘仁2年(811)に空海が唐より将来した『劉希夷集』を献上し、以後文人貴族の間で好んで詠まれている³⁴。

一方、『叡山大師伝』には最澄が生前に交流のあった「外護壇越」(後援者)及び「金蘭知故」(交誼を結んだ間柄)の「高位崇名」の人々として28人の貴族の名前が列挙されており、その中に「藤遠州刺史衛」と名前

33 史料の初見は『日本後紀』巻23・弘仁3年2月辛丑条。「幸神泉苑、覧花樹。命文人賦詩。賜綿有差。花宴之節始於此矣。」と花宴における文人詩賦の由来を記す。

34 小島憲之『古今集以前』(塙書房、1976年)。「文華秀麗集」には嵯峨上皇・菅原清公・滋野貞主らが作詩した劉希夷の作風を模した作品が散見する。

がみえる³⁵。具体的にどのような交流があったのかは分からないが、列挙された貴族の中には藤原冬嗣・愛発・助ら衛の兄弟の名前があるほか、勅撰漢詩集に作品を残す文人の名前が多く含まれている³⁶。『経国集』と同様、衛が嵯峨・淳和両天皇のもとで盛り上がった文人サロンの中に身を置いたことが分かる。

3、大宰大貳辞讓表と承和9年以後の動向

蔵人頭の要職にあった藤原衛は承和9年正月に大宰大貳に任命される。その経緯・背景については別稿で取り上げたので、ここでは任命に対する辞讓表をみていくことにしたい。卒伝より関連する箇所を引用すれば次の通りである。

九年春正月遷為大宰大貳。上表固讓云、「臣衛言、被尚書召、以臣為鎮西大貳。劍壁流汗、弱水寒心。比之於臣、彼何足喻。臣聞、遊楡枿者、無培風之勢。割烏鳥者、非解牛之宜。即知、小大之分、自定於天資。輕重之用、甚明於人事者也。臣自出身以來、適二十余年、雖頻遇昌運、頗歷司牧、而入莅曹局。出制滕薛、彼少事之地、尚恥治化於古。況方嶽之寄。必待邦家之光。而不以臣之輕瑣。猶令誤此重選。思力於内。凶任於外。如蚊虻之負丘山、何年月而期功效。富与貴者、是人之所欲也。

35 佐伯有清『伝教大師伝の研究』（吉川弘文館、1992年1月）参照。藤原衛以外に列挙されるのは、藤原冬嗣・良岑安世・藤原三守・大伴国道・朝野鹿取・菅原清公・小野岑守・藤原愛発・都腹赤・和氣真綱・安野文継・藤原是雄・清野夏嗣・藤原三成・滋野貞主・和氣仲世・大伴氏上・藤原常嗣・藤原春嗣・多治比建麿・藤原永雄・藤原常永・藤原助・穴人部門継・都広田麻呂・安道嗣雄である。

36 後藤昭雄『天台仏教と平安朝文人』（吉川弘文館、2002年1月）。

臣何人而辞曜世之荣哉。所恐天工之空、従明時而始。豈願冥叨之誹実人口之中。庶暫収咫尺之威。熟察方寸之誠。」帝不聴之。乃遂赴任。

漢籍の知識を駆使した難解な内容になっているが、上表は自身の力量では大宰大貳の任務に堪えられないとし、今回の人事が誤りであること、なお天皇の側に仕えたい旨を懇願したものであり、全体的に保身に立った言辞が目立つ。おおよその解釈を含めて内容を整理すれば次の通りである。

冒頭では、尚書召を被り鎮西大貳を拝命したが、「劍壁」は汗を流し、「弱水」は寒心しているとし、臣を任命しても大宰府の地を論ずことは出来ないという主張がなされている。「弱水」は遠方の土地を意味し、「劍壁」も防衛を必要とする地のことを言う。次いで、楡枋に遊ぶ者に培風の勢いはなく、烏鳥を割く者に解牛の宜がないように、臣にその力はない。天資によって定まった小大の分は明らかであり、人事における軽重がもたらす成果も明らかであるとして人選の誤りを説いている。そして、自身の経歴について、出身以来20年、運に恵まれて司牧を歴任したこと、さらに「曹局」に臨んでいることを挙げ、「滕薛」を制したとはいえ、彼の地は取るに足りない土地であって、その治化は今となっては古く恥ずべきものであるとする。その上で、「方嶽之寄」（四方から到来する客）は必ず邦家の光を期待するものであり、臣の如きつまらない人物を当てるべきではない、そのような重責は蚊虻が丘山を背負うようなものであって年月を期しても成果は得られないと、この度の「重選」が誤りであると主張を繰り返している。「滕薛」は『左氏伝』にみえる滕侯と薛侯の席次争いの故事に由来する用語であり、ここでは争いごとを指すものと思われる。「少事之地」は衛の経歴からすれば遠江国を指す。「重選」とは再び地方官に選任されたことを言うが、前節で指摘したように、衛は新羅人蜂起事件直後に遠江守に任命され、その実績を認められているから、ここに衛に白羽の矢が立った理由があったことが判明する。末文では、富と貴とは人の欲する所であり、「曜世之荣」を辞することは出来ないとして自身の地位・名誉に対する固執を示す一方、人事に異議を唱えるのは天下を治める職事を空しくすることが

今上の治世に始まるのを恐れるからであって、人々の冥漠とした誹りを顧みるものではないと述べて、天皇の側に仕えたいと請うている。

大弍任命は朝廷に報告される大宰府の火急の事態を熟議した結果であって、辞讓表からも朝議の内容を知る立場にあった衛が任地の軍事的に緊迫した状況や任務の重要性を理解していたことが窺える。今回の任命は遠江守時代の実績をふまえ、その手腕を期待されていたことであつたらしい。しかし、蔵人頭として天皇に仕える立場にあった衛としては承伏できない。まして任地の状況にも不安がある。そこで辞讓表の提出に至ったのであるが、天皇はこれを認めなかった。

離京に伴う人事異動をみると、まず式部大輔の後任には滋野貞主が着任している³⁷。文人として衛とも交流のあった貞主は、天長年間に東宮学士として仁明天皇の皇太子時代を支えた人物で、長女繩子は仁明の女御となって本康親王を儲けている。蔵人所は、承和9年正月の時点で衛と藤原長良（冬嗣長子）の2人体制であったが³⁸、衛の離任後、蔵人頭に橘峯継、蔵人には伴善男が加わっている。橘峯継は太皇太后橘嘉智子の兄で当時中納言の座にあった氏公の一男であり、仁明の乳母となった田口真伸を母に持つ。伴善男は仁明の寵臣として頭角を現し、仁明・文徳・清和の朝廷を支えた人物である³⁹。この蔵人所の新体制は、承和の変に際して皇太子（恒貞親王）と東宮坊の謀叛への関与を裏付ける証拠となる剣4口が進上され、

37 同年8月には式部少輔に小野篁（道康親王の東宮学士）、大丞に伴善男が任命されている（『続日本後紀』巻12・承和9年（842）8月壬申条、『公卿補任』承和15年伴善男の項）。

38 承和7年6月の時点で蔵人頭に藤原長良と衛の2人、蔵人に在原行平・南淵年名の2人、計4人で構成されており、同年12月に行平、翌年正月に年名が蔵人を辞して以後、2人の体制が続いていた。年名の離任については山崎前掲論文参照。

39 伴善男については佐伯有清『伴善男』（吉川弘文館、1986年9月）。

翌10年に謀叛を密告された文室宮田麻呂が出頭するなど、直後に起こった承和期の大きな疑獄事件に絡んでいる⁴⁰。また、滋野貞主も政変直後の7月25日に参議に列している。こうした後任人事における仁明派官人の重用は、当時道康親王の立太子を軸に画策されていた新政権構想の一端として位置付けられるものである。一方、北家内麻呂流内部では、娘を恒貞親王に嫁がせていた大納言藤原愛発が謀叛に連坐して失脚し、冬嗣の子女たち（長良・良房・良相・順子）が政権の担い手として台頭する。こうした経緯を考えれば、大宰大貳任命、および任官辞退を天皇が拒否した事実は、もともと淳和上皇とも近い関係にあった衛を政権の埒外に配置するという措置であったと言えるかもしれない。とすれば、辞讓表を通じた嘆願は天皇のもとを離れることで訪れる政治生命の危機を察知しての行動であったと考えられる。

実際に、大宰府への下向後⁴¹、承和14年（847）に任期を終えて帰京した衛の任官状況を見れば、嘉祥3年（850）6月に弾正大弼、仁寿元年（851）10月に勘解由長官、斉衡2年（855）正月に兼加賀守⁴²、最晩年の天安元年（857）に右京大夫に任命されたに過ぎず、位階も斉衡元年（854）正月に正四位下に叙されたのを最後としている。承和7年に従四位上授位からに叙されて以来14年ぶりの昇叙である。このように官位の停滞は明らか

40 『続日本後紀』巻12・承和9年7月丙申条・同戊午条、および巻13・承和10年12月丙子条。

41 卒伝には大貳在任中に上奏された管内医師任用制度の改善策が収録されている。国衛に一存していた地方医師の任用において薬効の知識、施療技術に乏しい不適格な人物が採用されている現状を指摘したものであり、朝廷はこれに応じて典薬生の中から「受業練道者」を抜擢して大宰府管内の医師に充てるよう命じている。

42 『日本文徳天皇実録』巻7・斉衡2年正月丙申条に「正四位下藤原朝臣衛為加賀守。勘解由長官如故。」とある。

であり、目前であったはずの参議昇進の機会も失っている。衛が昇進コースから外れたことが看取されるのである。

さて、この時期の衛の処遇について、卒伝は嘉祥2年(849)5月5日の節会において渤海使節の「応対之中使」として陪席し、使節にその儀範を賞賛されたことを挙げて次のように伝えている。

嘉祥二年春渤海客入朝。五月五日皇帝幸武德殿、賜宴於賓客。有勅、
扨侍臣之善辞令者、以為応対之中使。其日、賜長命縷佩之。使者賓客
歎其儀範。

この節会への参加は衛の官人としての性格の変化を理解する手がかりになると思われるので、最後にこの点を整理することにしたい。

参列した渤海使は前年12月に総勢100名を率いて能登国に到着した永寧県丞王文矩を大使とする一行である⁴³。承和8年(841)以来8年ぶりとなる渤海使の来日であったが、日本が弘仁14年(823)に渤海国に通達した一紀一貢の年期制に違反するものであって、本来ならば入国は認められないはずであった⁴⁴。渤海国も王文矩に携行させた王啓に一紀一貢は隣好にそぐわないと派遣の妥当性を主張しており⁴⁵、違期に該当することを承知していた。飛驒使の報告を受けた朝廷は、年明けの2月に少内記県犬養貞守・直講山口西成を存問使として能登国に派遣して違期入朝の理由を詰問するとともに、王啓・中台省牒の案文を京進させて入京の可否を検討し、3月28日には存問使を兼領客使に任命して一行の入京にかかる迎接を担

43 『続日本後紀』巻18・嘉祥元年12月乙卯条。

44 渤海使迎接の史的展開については森公章「賓礼の変遷から見た日渤海関係をめぐる一考察」(佐藤信編『日本と渤海の古代史』山川出版社、2003年5月)に従う。

45 『続日本後紀』巻19・嘉祥2年3月戊辰条所引の渤海国王彝震の王啓に「修聘使還、算年未紀。今更遣使、誠非守期。雖然自古隣好、憑礼相交。曠時一歲、猶恐情疎。」とある。

当させ、領客使に引率された王文矩らは4月28日に入京を果たし鴻臚館に安置されている。その後、使節はこの時までには整備された賓礼に沿って、国書・信物奉呈、天皇出御による賜宴・大使以下の拝舞・授位、5月5日節への参加、公卿らによる賜饗・賜物、鴻臚館における国書賜与といった各種の外交儀礼に参加し、5月12日に出京し、帰国の途に着いている。

中国の端午節や菖蒲に起源を持つ5月5日の節会は、夏季の病気や災厄をもたらす邪気を祓い、長命を祈願することを本源的な目的として行われ、奈良時代に騎射や走馬、菖蒲の献上を中心とする国家儀礼として整備されていく⁴⁶。渤海使が節会に参加した事例としては、元慶7年(883)の例があり、『日本三代実録』巻40・同日条に「天皇御武徳殿、覽四府騎射及五位已上貢馬。喚渤海客徒觀之。賜親王公卿統命縷。伊勢守從五位下安倍朝臣興行、引客就座供食。別勅賜大使已下録事已上統命縷。品官已下菖蒲縷。」とあって、大使裴頰らが武徳殿で騎射・貢馬の儀式を觀覽し、統命縷・菖蒲縷を賜っているが、基本的には騎射に主体を置いた行事であり、また外国の使節の参加は例外的であった⁴⁷。これに対して、嘉祥2年の例は、『続日本後紀』巻19・同日条にも「天皇御武徳殿、覽馬射。六軍擁節、百寮侍座。有勅令文矩等陪宴。宣詔曰、天皇我詔旨良萬止宣布勅命乎。使人等聞給

46 大日方克己『古代国家と年中行事』(吉川弘文館、1993年9月)。

47 渤海使の5月入京・在京例として、貞観14年(872)の楊成規等一行(5月15日)・元慶7年(883)の裴頰等一行(4月28日)・寛平7年(895)の裴頰等一行(5月7日)・延喜8年(908)の裴璆等一行(5月10日)・同19年(919)の裴璆等一行(5月8日)の例がある。延暦8年の例では、4月26日の駒牽に際して公卿等に命じて使節入京時に使用する馬を貢進させ、5月5日にこれを御覽し、同月10日入京させている。入京に先立つ騎馬貢上・騎射御覽等の諸行事が優先され、使節の5月5日節会参列が見送られている。他の事例も来着日・入京過程より参列可能でありながら回避されたものと考えられる。

止宣久、五月五日尔薬玉乎佩天飲酒人波、命長久福在止奈毛聞食須。故是以薬玉賜此、御酒賜波久止宣。」とあって、薬玉（長命縷・続命縷・菖蒲縷）を装着して酒を飲めば長命と福を得るとその意味を使節に伝えたことが記されており、衛の卒伝と同じく、貴族の中心儀礼であった騎射よりも長命祈願の込められた行事として史料に上っていることを特徴とする。

渤海国宛の国書・太政官牒等では、入京を許可した理由について悪所漂着・船舶破損の労苦を鑑みて特別に違期を聴許したことを伝達している⁴⁸。しかし、これは年期制を前提とした理由付けに過ぎない。嘉祥2年は仁明天皇の生誕40年にあたり、1年を通じて王臣家による宝算祝賀が行われた年である。すなわち、3月26日に右大臣藤原良房邸に寓居していた興福寺の大法師の祝賀奉獻を初見とし、10月に太居皇太后橘嘉智子、11月に皇太子道康親王、12月に藤原良房によって種々の献物が行われている⁴⁹。もともと病弱であった仁明天皇は翌年3月に崩御する。元服後に胸病を患ったのを機に丹薬を服用するが、それが身体を冒し、晩年には発熱が続いていたのである。それは道康親王立太子により政治的優位性を獲得していった良房らが迎える最大の危機でもあった。仁明天皇の不老長生の予祝は複雑な事情を抱えて行われたということができよう。とりわけ、興福寺大法師による祝賀は、金剛寿命陀羅尼經40巻とともに、御薬を捧げる天人や長生を得た浦島子、上天に通じた吉野女眇など日本的な神仙世界を演出する聖像40軀を造り、300句を越える長歌にその来歴と皇統の永

48 『続日本後紀』巻19・嘉祥2年（849）5月乙丑条所引の国書に「朕聞其匪躬之故、遠踏重溟、船破物亡、人命纒活、使得入奉朝覲。」とみえ、太政官牒に「少之事大、理難自由。盈縮期程、那得在彼、事須在所却還戒其愆違、官具状奏聞。奉勅、文矩等孤舟已破、百口纒存、眷其艱辛。義深合宥、宜特賜恩隱聽奉入覲。」とある。

49 『続日本後紀』巻19・嘉祥2年3月庚辰条・10月癸卯条・11月壬申条・12月乙巳条。

続性を詠み込んで祝意を述べるという大掛かりなものであった。そして、渤海使入京の正式決定はそのわずか2日後に行われている。この両者に関連性を認めるならば、入京決定には王権内の「予祝」ムードが反映されたと考えられる。政権を担当する良房たちは、違期を不問に付して入京させることにより、外国使節を交えた儀礼の場で天皇の長寿祈願を演出しようとしたのではないだろうか。史料が騎射よりも長命縷・薬玉を身に着けて飲酒するという行事に比重を置いた構成をとるのもそのためであろう。以上のように、嘉祥2年の5月5日節会に渤海使の参加した背景には特別な事情が読み取れる。

「善辞令者」として節会における王文矩の迎接を担当した衛は、文人でもあり、式部大輔の歴任者でもあって適任であったに違いない。王文矩は弘仁12年(821)・天長4年(827)に続く3度目の来日であり、弘仁年間の来日時には踏歌・打毬を披露し、嵯峨天皇や滋野貞主と交流したことが『経国集』にみえる⁵⁰。当時大学助であった衛は王文矩に見えた可能性もある。しかし、上述の大法師らによる献歌には、「事之詞波、此国乃本詞尔逐倚天。唐乃詞乎不仮良須書記須。博士不雇須。此国乃云傳布良久、日本乃倭之國波言玉乃幸国度曾古語尔流来礼留。神語尔伝来礼留。」とあって、「唐乃詞」に対する倭語の靈力・伝統性が強調され、「博士不雇須」という形で文章経国の担い手であった文人への対抗意識が公然と表明されている⁵¹。こうした主張が織り込まれた長歌が献上されるなか、文人に活躍の機会を与える渤海使が入京する。だが、卒伝の文言に従えば、衛は仁明天皇の「侍臣」を代表して応対したのであり、文人として選ばれたのではなかった。

滋野貞主が書いた『経国集』序文に「古有採詩之官。王者以知得失。」

50 『経国集』11・嵯峨天皇「早春観打毬一首」、滋野貞主「奉和観打毬一首」。

51 仁明天皇宝算については、木村茂光『「国風文化」の時代』（青木書店、1997年2月）、保立道久『黄金国家－東アジアと平安日本－』（青木書店、2004年4月）。

とあるように、採詩の官たる文人は作詩を通じて君主の政治的判断に資する公的な存在であった⁵²。嵯峨・淳和両天皇の治世、衛もその才能を評価された1人であり、「不避貴戚」「王公豪懼憚之」（卒伝）と評される忌憚のない性格や大式辞讓表の文体からは文人としての気質、自尊の態度が窺われる。しかし、両天皇の死により彼は突如文人としての活躍の場を失う。大宰府赴任の前後で彼を取り巻く環境はまったく異なっており、蔵人頭まで務めた政治的地位は低下し、仁明天皇の近臣としてその従属性を強めていく。その後、天皇が崩御すると厳戒態勢下で左右大臣が諸卿・左右近衛少将等を率いて皇太子を東宮に移御させ、参議藤原助が神璽・宝剣等を奉じるなか⁵³、衛は左馬寮の警固を命じられている。同年10月には楊梅山陵（大和國添上郡・平城天皇陵）に祥瑞出現を報告すべく派遣され⁵⁴、改元後の仁寿元年4月には出居侍従に任命されて文徳天皇の即位儀礼にかかる庶務を担当する⁵⁵。良房を中心とする北家冬嗣流によって創出された仁明天皇から文徳天皇へという皇位継承過程において王権を支える役回りを演じた衛に文人としての姿はない。ここに官人としての性格の変化を見取ることができるのではないだろうか。

おわりに

以上、本論では藤原衛の境涯について論じた。父藤原内麻呂による立嫡

52 木村茂光前掲書。

53 『続日本後紀』巻20・嘉祥3年3月己亥条・『日本文徳天皇実録』巻1・同日条。

54 『日本文徳天皇実録』巻2・嘉祥3年10月己酉条。摂津・美作・備前3国の白亀、石見国の甘露献上を受けての報告。

55 『日本文徳天皇実録』巻3・仁寿元年4月癸卯朔条。

子の逸話、藤原永手の娘を母に持つ出自の高さ、恒世親王の娘との婚姻、18歳での文章生試及科、24歳での従五位下授位、良吏としての実績、『令義解』編纂への参与、『経国集』『叡山大師伝』に窺われる文人としての活動と交流、大宰大貳任命など、承和期中盤までの経歴はいずれも特筆すべき内容を持つものであった。しかし、後半生の官歴はそれまでと比較すれば、嘉祥2年の渤海使の応対を除けば、目立ったところもなく、正四位下・右京大夫という官位をもって生涯を閉じる。ここではその転機が大宰府下向にあったことを確認した。また、大貳辞讓表の検討により遠江守時代の新羅人蜂起事件以後の統治実績が選任理由の1つであったことを、式部大輔・蔵人所の後任人事の動向より淳和上皇とも近い関係にあった衛を政権から遠ざけようとした可能性を指摘した。

漢朝の賈誼に比されて将来を嘱望された衛は、この人事によって参議昇進の機会を失う。その後、天皇の近侍者として史料に散見するが、文章経国を政治の理想とした嵯峨・淳和両上皇の死没、それに伴う政治変動を経て、衛の立場もその役割も大きく変化したようである。また内麻呂の一族の動向を鑑みれば、衛は兄冬嗣とは24歳の年齢差があり、むしろ年齢的には長良（延暦21年生）・良房（同23年生）と同年代であった。衛が官歴を歩み始める頃には冬嗣はすでに公卿の筆頭の地位にあり⁵⁶、冬嗣の没後、その子どもたちへと世代交代が進むなか、一族内における衛の貴種性は意味を失っていくとみられる。こうした状況も承和期後半以降の彼の立場を規定したのであろう。

56 弘仁9年12月に右大臣藤原園人が死去して以後、冬嗣（弘仁11年右大臣任命）が公卿筆頭になっている（『公卿補任』参照）。